

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	障がい福祉課	検索番号	6-3
法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	第26条	
許認可等	特別障害者手当の受給資格の再認定			
<p>(根拠規定)</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条並びに第16条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは、「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第22条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>受給資格の認定については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について」(平成13年7月31日雇児発第502号、障発第325号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「処理基準」という。)に基づき実施しているが、内容が多岐にわたるため全文の掲載を省略し、その概要を示す。</p> <p>1 請求者の障害の程度</p> <p>処理基準の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)及び下記により認定する。(別紙については省略する。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○ 次に掲げるものについては、障害の程度に関し受給資格を有する者として認定すること。</p> <p>(1) 当該障害についての1級の身体障害者手帳所持者</p> <p>(2) 当該障害についての2級の身体障害者手帳所持者で、当該手帳の記載内容からその者の障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下「令」という。)別表第1に掲げる障害に該当していることが明らかに判定できる場合</p> <p>【別表第1】</p> <p>一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの</p> <p>二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの</p> <p>三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>四 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>五 両下肢の用を全く廃したもの</p>				

- 六 両大腿を二分の一以上失つたもの
- 七 体幹の機能に座つていてできない程度の障害を有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第17条第2号並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「規則」という。）第1条に定める施設（4を参照のこと。）への入所等障害の程度に係るものでない事由により、受給資格を喪失した者が再び支給要件に該当した場合

2 住所地

請求者の住所が、当該福祉事務所の所管区域内であること。

3 令第6条に規定する障害を支給事由とする給付の受給の有無

令第6条に規定する令第1条の2各号に掲げる給付を受けることができる者については、支給されないものであること。

【令第1条の2各号に掲げる給付】

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく障害基礎年金
- 一の二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）に基づく障害厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「法律第三十四号」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）に基づく障害共済年金及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金及び私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 六 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第十一条第九号において同じ。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。第十一条第九号において同じ。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。第十一条第九号において同じ。）のうち障害を支給事由とするもの
- 七 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償年金及び障害年金

- 八 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償年金
- 九 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に基づく障害補償年金及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償で障害を支給事由とするもの

4 法第17条第2号に規定する障害児入所施設又は規則第1条各号に規定する施設への入所の有無

法第17条第2号に規定する障害児入所施設又は規則第1条各号に規定する施設へ入所していないものであること。

【肢体不自由児施設】

第17条（略）

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

【規則第1条各号に規定する施設】

第1条（略）

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設

二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

五 削除

六 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの

七 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所

八 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設

九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

（その他）